

様式第1号の1（処分についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



諮 問 書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日、(記号番号) (2) 処分をした行政庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 諮問説明書 ② 諮問資料の閲覧等についての審査庁の意見を記載した書面 ③ 審理員意見書(写し) ④ 事件記録(写し) ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面(写し) ⑥ 審理員の審理手続の経過を記載した書面 ⑦ 代表者又は管理人の資格を証する書面(写し) ⑧ 当該処分の決定通知書等(写し) ⑨ 当該処分の申請書(写し) ⑩ 当該処分に係る審査基準(写し)又は当該処分に係る処分基準(写し) ⑪ その他審査庁が必要と認める資料
6 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注2) 5の③の「審理員意見書(写し)」及び④の「事件記録(写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注3) 5の①、②、⑤～⑦の書類は、大阪市行政不服審査会運営要領第5条第1項各号に規定する書類であり、⑧～⑩は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。

(注4) 5の⑤、⑦及び⑪は該当する書類がなければ添付不要であり、⑧～⑩の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注5) 5の⑪の「その他審査庁が必要と認める資料」とは、大阪市行政不服審査会運営要領第5条第3項に規定する書類である。

様式第1号の2（不作為についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



諮 問 書

〇〇法（昭和〔平成〕〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日、(記号番号) (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 諮問説明書 ② 諮問資料の閲覧等についての審査庁の意見を記載した書面 ③ 審理員意見書 (写し) ④ 事件記録 (写し) ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 (写し) ⑥ 審理員の審理手続の経過を記載した書面 ⑦ 代表者又は管理人の資格を証する書面 (写し) ⑧ 当該処分の決定通知書等 (写し) ⑨ 当該処分の申請書 (写し) ⑩ 当該処分に係る審査基準 (写し) 又は当該処分に係る処分基準 (写し) ⑪ その他審査庁が必要と認める資料
7 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 2の「処理期間」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の①、②、⑤～⑦の書類は、大阪市行政不服審査会運営要領第5条第1項各号に規定する書類であり、⑧～⑩は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。

(注4) 6の③の「審理員意見書 (写し)」及び④の「事件記録 (写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注5) 6の⑤、⑦及び⑪は該当する書類がなければ添付不要であり、⑧～⑩の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注6) 6の⑪の「その他審査庁が必要と認める資料」とは、大阪市行政不服審査会運営要領第5条第3項に規定する書類である。

様式第2号（諮問説明書）

諮問説明書

審査請求の対象となる処分		〇〇〇法(昭和〇〇年法律第〇〇号)第〇条に基づく〇〇決定処分		事件番号 (付番している場合のみ)		
審理員意見書の結論		【例】棄却されるべき。		裁決についての審査庁の考え方		※審理員意見書の結論と同じ場合は、「審理員の意見に同じ」と記載する。異なる場合、補足する場合等は具体的に記載する。
番号	争点	審査請求人の主張	処分庁の主張	審理員意見書における意見要旨	裁決についての審査庁の考え方及びその理由	
1					※審理員と同じ場合は、「審理員の意見に同じ」と記載する。異なる場合、補足する場合等は具体的に記載する。	
2						
3						

様式第3号（諮問資料の閲覧等についての意見聴取）

諮問資料の閲覧等についての審査庁の意見

諮問資料について、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定による審査請求人[参加人]からの閲覧又は交付の求め及び大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項の規定による審査請求人[参加人]への送付に対する当該閲覧又は交付及び職権送付についての審査庁の意見は次のとおりです。

審査請求の対象となる処分		〇〇〇法(昭和〇〇年法律第〇〇号)第〇条に基づく〇〇決定処分		
番号	標題	閲覧・交付についての意見	閲覧・交付・職権送付についての意見	備考
		原提出者	審査庁	
1	<p>※全ての審査関係人が入手済みの書面（非開示部分がない場合）については、記載不要。</p> <p>※複数の書面が同じ取扱いの場合は、一括して記載可。</p>	<input type="checkbox"/> 差し支えがない <input type="checkbox"/> 適当でない （適当でない理由） <input type="checkbox"/> 意見が提出されていない （原提出者名）	<input type="checkbox"/> 差し支えがない <input type="checkbox"/> 適当でない （適当でない理由） ※適当でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載する。 （理由が法令に基づく場合、その根拠規定と適用関係も明示すること。該当部分の明示は別添可。）	<p>※審査関係人が入手済みの資料について、一部非開示部分がある場合等はその部分を記載する。</p> <p>※一部の審査関係人が入手していない場合は、入手していない者を記載する。</p>
2		<input type="checkbox"/> 差し支えがない <input type="checkbox"/> 適当でない （適当でない理由） <input type="checkbox"/> 意見が提出されていない （原提出者名）	<input type="checkbox"/> 差し支えがない <input type="checkbox"/> 適当でない （適当でない理由）	
<p>以下の書面については、全ての審査関係人が入手済み（非開示部分なし）であるため、意見は付さないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 				

（注）上記は、諮問書、諮問説明書、審理員意見書の写し、事件記録の写しなど実際に諮問時に添付されたすべての資料が対象となる（本資料も含む）。意見の欄については、いずれかにチェックのうえ、必要事項を記載すること。

様式第 4 号（審理員の審理手続の経過）

審理員の審理手続の経過について

平成○年○月○日	○○局○○部○○課長 ○○○○を審理員として指名。 審理員の指名につき審理関係人へ通知
（これ以降審理員による審理手続の経過）	
平成○年○月○日	処分庁あて弁明書の提出要求（期限：平成○年○月○日）
平成○年○月○日	処分庁から弁明書が提出される
平成○年○月○日	審査請求人あて弁明書副本の送付及び反論書の提出期限の通知 （期限：平成○年○月○日）
平成○年○月○日	審査請求人から反論書が提出される
平成○年○月○日	処分庁あて反論書副本の送付、弁明書の提出要求及び書類※の提出 要求（期限：平成○年○月○日） ※○○○を証する書類
平成○年○月○日	処分庁から、弁明書及び平成○年○月○日付けで審理員が求めた 書類が提出される
平成○年○月○日	審査請求人あて弁明書副本の送付及び反論書の提出期限の通知 （期限：平成○年○月○日）
平成○年○月○日	審査請求人あて反論書の提出期限の再設定の通知（期限：平成○ 年○月○日）
平成○年○月○日	審査請求人から反論書を提出しない旨の連絡あり
平成○年○月○日	審査請求人及び処分庁あて審理手続が終結した旨及び審理員意見 書等を審査庁に提出する予定時期を平成○年○月○日とした旨通 知
平成○年○月○日	審理員から審査庁あて審理員意見書及び事件記録を提出。

※実際の審理内容に合わせて記載してください。上記の他、参加人の参加の許可（法第 13 条第 1 項）、参加人の意見書の提出（法第 30 条第 2 項）、口頭意見陳述（法第 31 条）、物件の提出要求（法第 33 条）、参考人陳述・鑑定（法第 34 条）、検証（法第 35 条）、審理手続の計画的遂行（法第 36 条）、提出書類等の閲覧等（法第 38 条）、審理手続の併合・分離（法第 39 条）等の手続が行われた場合や、手続実施の申立てがされた場合には、日付とともにその事実を記載してください。

様式第5号の1（審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



諮問の取下げについて

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法第27条の規定に基づく審査請求の取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

（別紙）

審査請求取下書（写し）

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第5号の2（処分の取消し等に伴う諮問の取下げ）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



諮問の取下げについて

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す〔注1〕こととしたので、当該諮問を取り下げます。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

（注1） 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

〔事実上の行為の場合〕：「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

〔申請を却下し、又は棄却する処分の場合〕：「審査請求に係る申請の全部を認容すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を認容する」

〔不作為の場合〕：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

（注2） 諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

様式第6号の1（諮問番号等の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



諮問事件の係属等について（通知）

あなたが、平成〇年〇月〇日に大阪市長（審査庁）に対して提起した審査請求に関し、審査庁から当審査会に対し諮問がされ、下記のとおり諮問番号、事件名及び係属する部会が決定しましたので通知します。

記

1 諮問番号等について

- (1) 諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
- (2) 事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇
- (3) 係属する部会：〇〇部会（〇〇委員（部会長）、〇〇委員、〇〇委員）

2 審査庁から提出された諮問資料の標題について

本件諮問事件に関し、審査庁から当審査会に提出された諮問資料の標題は次のとおりです。

- ・ 諮問書
- ・ 諮問説明書
- ・ 諮問資料の閲覧等についての審査庁の意見
- ・ 審理員意見書の写し
- ・ 事件記録の写し
 - 審査請求書
 - 弁明書
 - 処分庁提出資料 〇〇（資料名）
 - 〇〇〇〇

3 その他

※当該部会における調査審議の流れ、主張書面等の閲覧・交付の手続きなど必要な事項を記載する。
（別添も可）

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第6号の2（諮問番号等の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（審査庁）大阪市長 〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



諮問事件の係属等について（通知）

貴庁が平成〇年〇月〇日に当審査会に対して諮問した事件について、下記のとおり諮問番号、事件名及び係属する部会が決定しましたので通知します。

記

1 諮問番号等について

- (1) 諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
- (2) 事件名：〇〇〇〇〇〇〇
- (3) 係属する部会：〇〇部会（〇〇委員（部会長）、〇〇委員、〇〇委員）

2 その他

※当該部会における調査審議の流れなど必要な事項を記載する。（別添も可）

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第7号の1（主張書面等の提出期限の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた〔貴庁〕は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名： 〇〇〇〇〇〇〇〇

2 主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することや、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に送付することがありますので、その適否についてのあなた〔貴庁〕の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた〔貴庁〕の意見と異なる場合があることをご承知おきください。また、あなた〔貴庁〕の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる〔写し等を交付する〕か否かを当審査会で判断することがありますのでご留意ください。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

(氏 名) ○○ ○○
[(審査庁)大阪市長 ○○ ○○]

このたび、大阪市行政不服審査会に提出する次の主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]に閲覧をさせる若しくはその写し等を交付する、又は大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]にその写し等を送付することは、

差し支えない。

適当ではない。

(適当ではない部分及びその理由)

※適当でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載すること。

(適当でない部分の明示は別添も可。審査庁、処分庁その他の行政機関においては、理由が法令の定めに基づく場合、根拠規定とその適用関係も明示すること。)

(提出する主張書面又は資料の名称)

- ○○○○
- ○○○○

様式第7号の2（追加の主張書面等の提出期限の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件については、平成〇年〇月〇日付け（記号）第〇号により主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出期限等につき、その提出期限を下記2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名： 〇〇〇〇〇〇〇〇

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 改めて提出期限を定める理由

(3) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することや、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に送付することがありますので、その適否についてのあなた〔貴庁〕の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた〔貴庁〕の意見と異なる場合があることをご承知おきください。また、あなた〔貴庁〕の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる〔写し等を交付する〕か否かを当審査会で判断することがありますのでご留意ください。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

(氏 名) ○○ ○○
[(審査庁)大阪市長 ○○ ○○]

このたび、大阪市行政不服審査会に提出する次の主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]に閲覧をさせる若しくはその写し等を交付する、又は大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]にその写し等を送付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

※適當でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載すること。

(適當でない部分の明示は別添も可。審査庁、処分庁その他の行政機関においては、理由が法令の定めに基づく場合、根拠規定とその適用関係も明示すること。)

(提出する主張書面又は資料の名称)

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

様式第8号（主張書面等の提出の求め）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇

2 主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料の提出

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 提出を求める主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料及びその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面〔補充の諮問説明書、資料〕を持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することや、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に送付することがありますので、その適否についてのあなた〔貴庁〕の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面〔補充の諮問説明書〕又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた〔貴庁〕の意見と異なる場合があることをご承知おきください。また、あなた〔貴庁〕の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる〔写し等を交付する〕か否かを当審査会で判断することがありますのでご留意ください。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

(氏 名) ○○ ○○
[(審査庁)大阪市長 ○○ ○○]

このたび、大阪市行政不服審査会に提出する次の主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]に閲覧をさせる若しくはその写し等を交付する、又は大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]にその写し等を送付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

※適當でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載すること。

(適當でない部分の明示は別添も可。審査庁、処分庁その他の行政機関においては、理由が法令の定めに基づく場合、根拠規定とその適用関係も明示すること。)

(提出する主張書面又は資料の名称)

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

様式第9号（口頭説明の求め）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください〔下記4の職員を出席させてください。〕。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭説明を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕） 〇時から〇時まで

(2) 場所

大阪市役所〇〇局第〇会議室

4 出席を求める者

〇〇課長〔〇〇を説明することが可能な者〕

※本項目は、審査庁の場合のみ記載する。

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※本項目は、会長若しくは部会長又は部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第10号（その他調査の依頼[資料の提出の求め]）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

関係行政機関の長の名 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



資料の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、下記2のとおり資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 資料の提出

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日（〇[曜日]）

(2) 提出を求める資料及びその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての資料を、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することや、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、審査関係人に送付することがありますので、その適否についての貴庁の考えを、別紙「提出する資料の取扱いについて」に記入し、提出する資料に添付してください。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

提出する資料の取扱いについて

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

関係行政機関の長の名

このたび、大阪市行政不服審査会に提出する次の資料を、行政不服審査法81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に閲覧をさせる若しくはその写し等を交付する、又は大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕にその写し等を送付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

※適當でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載すること。

(適當でない部分の明示は別添も可。理由が法令の定めに基づく場合、根拠規定とその適用関係も明示すること。)

(提出する資料の名称)

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

様式第11号（その他調査の依頼[口頭説明の求め]）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

関係行政機関の長の名 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



口頭説明の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、下記2の事項について口頭での説明を聴取しますので、下記3の日時・場所に出席してください〔下記4の職員を出席させてください。〕。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭説明を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日（〇[曜日]） 〇時から〇時まで

(2) 場所

大阪市役所〇〇局第〇会議室

4 出席を求める者

〇〇課長 [〇〇を説明することが可能な者]

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※本項目は、会長若しくは部会長又は部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第12号（口頭意見陳述を行う意思の確認）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴庁〕は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する第75条第1項の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合は、下記2に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、平成〇年〇月〇日までに、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

3 口頭意見陳述を実施する場合の実施予定日時

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕） 〇時から〇時まで

平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕） 〇時から〇時まで（予備日）

（注）上記のうち差し支えない日時を、別紙「口頭意見陳述申立書」の「口頭意見陳述を希望する日時」に記載してください。いずれも差し支えがある場合は、別途、希望する日時を記載してください。

※別紙として、様式第15号の「口頭意見陳述申立書」の様式書面を添付する。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第13号（陳述依頼書）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



陳述依頼書

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、下記2の事項について、下記3の日時・場所に出席の上、陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇

2 陳述を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇について

3 陳述日時及び場所

(1) 日時：平成〇年〇月〇日（〇[曜日]） 〇時から〇時まで
(2) 場所：大阪市役所〇〇局第〇会議室

4 陳述を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※本項目は、部会に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第14号（鑑定依頼書）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



鑑定依頼書

下記の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する第74条の規定に基づき、鑑定をお願いします。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇
- 2 鑑定を求める事項
〇〇〇〇〇〇〇〇について

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

口頭意見陳述申立書

平成 年 月 日

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

住 所
氏 名
電話番号

印

下記1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕について、行政不服審査法第81条第3項において準用する行政不服審査法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

- (1) 審査請求年月日〔諮問番号〕
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ①
- ②
- ③

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由
- (2) 補佐人の住所、氏名及び職業
(住所)
(氏名)
(職業)

(記入の際の留意事項)

- ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- イ 2の「日時」には、希望する日時を記入してください。
- ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様式第16号（口頭意見陳述を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



口頭意見陳述の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、下記2のとおり実施することとしたので、通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：平成〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇
- 2 口頭意見陳述の日時及び場所
(1) 日時
平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕） 〇時から〇時まで
(2) 場所
大阪市役所〇〇局第〇会議室
- 3 補佐人の同伴（申請があった場合）
許可する場合
次の補佐人を同伴することを許可します。
（補佐人氏名）〇〇 〇〇
許可しない場合
補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。
（理由）
- 4 人数の上限（設定した場合）
人

（注）口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第17号（口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



口頭意見陳述について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった下記1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、下記2の理由により実施しないこととしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：平成〇年度 諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

主張書面等閲覧等請求書

平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

住 所
氏 名 ⑩
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇〕
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕に関して大阪市行政不服審査会に提出された下記2の主張書面等について、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を求めます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

(1) 審査請求年月日〔諮問番号〕

(2) 審査庁名

(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 求める主張書面等の名称等

【例】・審査庁が提出した諮問説明書及び資料

- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料

3 求める閲覧及び交付の方法等

閲覧を求める。

- ・希望する閲覧時期（期間を記載）

写し等の交付を求める。

・複写の方法

両面、 片面

白黒、 カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）

・交付の方法

手交、 送付（郵送）

（注）3の「求める閲覧及び交付の方法等」については、該当するものの□にチェックの上、必要な事項を記載する。

様式第19号（主張書面等の閲覧等についての意見照会）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）

あなた〔貴庁〕が平成〇年〇月〇日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人〔審査庁、参加人〕から、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づく閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕の求めがありましたので、当該審査請求人〔審査庁、参加人〕に対する当該主張書面等の閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた〔貴庁〕の意見を求めます。

つきましては、あなた〔貴庁〕の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）までに、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

記

○ 提出された主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

(氏 名) ○○ ○○
[(審査庁)大阪市長 ○○ ○○]

大阪市行政不服審査会に平成○年○月○日に提出した次の主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

※適當でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載すること。

(適當でない部分の明示は別添も可。審査庁、処分庁その他の行政機関においては、理由が法令の定めに基づく場合、根拠規定とその適用関係も明示すること。)

(提出した主張書面又は資料の名称)

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

様式第20号（主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面等の閲覧等の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記の主張書面等の閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕については、実施することとしたので、大阪市行政不服審査会運営要領第14条第3項の規定により、通知します。

写し等の交付にあたっては、同封の納入通知書により平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）までに、金融機関及び郵便局で手数料を納付してください。

記

1 閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を実施する主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
 - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料

2 閲覧ができる日時、場所

(1) 日時

平成〇年〇月〇日から△月△日まで（土、日、祝日を除く。）
〇時から〇時まで

(2) 場所

大阪市役所〇〇局第〇会議室

3 写し等の交付に係る手数料の額

※手数料の額については、手数料の減額（免除）申請がなされている場合は、減額（免除）を行うか否かの決定結果を踏まえて記載すること。

4 写し等の交付について

(1) 手交による交付

手数料の納付が確認でき次第、当審査会より連絡し、交付日等について日程調整します。

(2) 送付による交付

手数料の納付が確認でき次第、当審査会より郵送により送付します。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第21号（主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面等の閲覧等について（通知）

平成〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記1の主張書面等の閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕については、下記2の理由により実施しないこととしたので、大阪市行政不服審査会運営要領第14条第3項の規定により通知します。

記

1 閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を実施しないこととした主張書面等の名称

【例】

- ・審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料

2 閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を実施しない理由

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第22号（閲覧等に異議がある者への閲覧等の実施を決定した旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

あなた〔貴庁〕から提出された下記の主張書面等について、平成〇年〇月〇日付けで審査庁〔審査請求人、参加人〕から行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項の規定に基づく閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた〔貴庁〕から平成〇年〇月〇日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕の請求について、当審査会において審議した結果、当審査会における調査審議を進める上で、審査庁〔審査請求人、参加人〕の閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を認め、当該主張書面等に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを実施することを決定したので、通知します。

記

閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕を実施することを決定した主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第23号（主張書面等の職権送付についての意見照会）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様
〔(審査庁)大阪市長 〇〇 〇〇 様〕

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



主張書面等の職権送付についての意見について（照会）

あなた〔貴庁〕が平成〇年〇月〇日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）〔審査請求人、参加人〕に送付しようと考えていますので、同条第2項の規定に基づき、あなた〔貴庁〕の意見を求めます。

つきましては、あなた〔貴庁〕の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）までに、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

記

○ 提出された主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

平成 年 月 日

(氏 名) ○○ ○○
[(審査庁)大阪市長 ○○ ○○]

大阪市行政不服審査会に平成○年○月○日に提出した次の主張書面又は資料を、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項に基づき、大阪市長（審査庁）[審査請求人、参加人]に送付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

※適當でない部分を明示のうえ、その理由を具体的に記載すること。

(適當でない部分の明示は別添も可。審査庁、処分庁その他の行政機関においては、理由が法令の定めに基づく場合、根拠規定とその適用関係も明示すること。)

(提出した主張書面又は資料の名称)

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

交付手数料減額（免除）申請書

平成〇年〇月〇日

大阪市 行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

大阪市行政不服審査法施行細則第5条の規定に基づき、下記1の主張書面等について、下記2及び3のとおり、交付に係る手数料の減額〔免除〕を申請します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称等

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

2 減額〔免除〕を求める額

3 減額〔免除〕を求める理由

- ① 生活保護法第11条第1項第〇号に規定する扶助を受けており、手数料納付する資力がないたため。
- ② その他

()

- (注) 1 ①又は②のいずれかに〇印を付してください。
2 ①に〇を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
3 ②に〇を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第25号（交付手数料の減額（免除）を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



交付手数料の減額（免除）の実施について（通知）

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました交付手数料の減額〔免除〕申請について、大阪市行政不服審査法施行条例第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり減額〔免除〕することとしましたので、通知します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称及び交付の実施方法

(1) 主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

(2) 交付の実施方法

2 交付手数料を減額〔免除〕する額

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第26号（交付手数料の減額（免除）を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



交付手数料の減額（免除）について（通知）

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました交付手数料の減額〔免除〕申請については、大阪市行政不服審査法施行条例第14条第3項に規定する減額〔免除〕事由に該当しないため、減額〔免除〕しないこととしたので、通知します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

2 減額〔免除〕を求める交付手数料の額

3 減額〔免除〕しない理由等

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第27号（審理手続の承継の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



審理手続の承継について（通知）

諮問（平成〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

- 1 承継した者の氏名又は名称、住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 2 承継の理由

（別紙）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第28号（総代の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



総代の選任〔解任〕について（通知）

諮問（平成〇年度諮問第〇号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき総代が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された総代の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 総代互選書（写し）
- 総代互選命令書（写し）
- 総代互選通知書（写し）
- 総代解任届（写し）
- 総代更てつ（資格喪失）届（写し）

※諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第29号（代理人の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

（審査庁）
大阪市長
〇〇 〇〇



代理人の選任〔解任〕について（通知）

諮問（平成〇年度諮問第〇号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第12条第1号〔第13条第3項〕に規定する代理人が選任〔解任〕されたので、通知します。

記

選任〔解任〕された代理人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 委任状（写し）
- 代理人解任届（写し）

※諮問番号が未定の場合においては、諮問書の記号番号を記載する。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第30号（答申書の交付）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（審査庁）大阪市長 〇〇〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します（平成〇年度答申第〇号）。

記

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

※別紙として答申書を添付する。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第31号（答申書の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成〇年〇月〇日に答申をしたので、行政不服審査法第81項第3項において準用する第79条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：平成〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

※答申書の写しには、様式30号の交付書面の写しを添付する。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第32号（答申書の写しの受領書）

大阪市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

受 領 書

本日平成○年○月○日、諮問（平成○年度諮問第○号）に係る答申書（平成○年度答申第○号）の写しについて、受領しました。

（署名）

様式第33号（答申書の更正の通知）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（審査庁）大阪市長 〇〇〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



答申書の更正について（通知）

平成〇年〇月〇日付け答申（平成〇〇年度答申第〇〇号）について、大阪市行政不服審査会運営要領第24条第1項の規定により別紙のとおり更正したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

(別 紙)

[注] 任意の形式でよいが、「誤り部分」と「更正部分」とが明らかとなるように（どこをどのように修正したのかが分かるように）記述する。

様式第34号（答申書の更正通知の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



答申書の更正について（写しの送付）

（審査庁）あての平成〇年〇月〇日付け答申（平成〇〇年度答申第〇〇号）について、大阪市行政不服審査会運営要領第24条第1項及び第2項の規定により平成〇年〇月〇日に更正し、審査庁に対して通知したので、同条第3項の規定に基づき、その写しを送付します。

※答申書の更正の写しには、様式第26号の通知書面の写しを添付する。

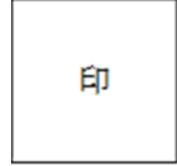
担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇

様式第35号（裁決書の写しの提出依頼）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（審査庁）大阪市長 〇〇〇〇 様

大阪市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇



裁決書の写しの提出について

平成〇年度答申第〇号に係る審査請求事件について、裁決を行った場合には、速やかに当該裁決に係る裁決書の写しを提出願います。

担当：〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇